

会議結果のお知らせ

1 開催した会議の名称

令和2年度第2回大分県立図書館協議会

2 開催日時

令和3年3月11日（木）13時30分から15時30分まで

3 開催場所

大分県立図書館 3階 特別会議室

4 出席者（10名中7名出席）

(1) 委員

古後委員長、長尾委員、淵委員、川原委員、大塚委員、大西委員、清水委員

(2) 事務局

宮迫館長、富賀見副館長、森山副館長兼学校・支援課長、
増本サービス課長、三代総務企画課長、佐田総務企画担当主幹 ほか

5 公開、非公開の別

公開

6 傍聴人数

なし

7 議題及び結果

(1) 議題

(議事)

- ア 新型コロナウイルス感染症拡大のもとでの運営について
- イ 令和元年度事業の評価について
- ウ 令和3年度事業計画等について（基本方針・重点目標）

(2) 結果

(議事)

- ア 事務局から報告 了承
- イ 事務局から報告 了承
- ウ 事務局から報告 了承

8 主な審議内容及び会議録の概要

(議事)

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大のもとで運営について
図書館から資料1について説明。
- (2) 令和元年度事業の評価について
図書館から資料2について説明。
- (3) 令和3年度事業計画等について（基本方針・重点目標）
図書館から資料3、4について説明。

(4)意見交換

※議事全体に対して一括質疑。

○委員意見

- ・電子申請の導入に向けた検討で、マイナンバーの話があった。図書館は思想信条の自由を守るということが大原則だと考えている。マイナンバーとひも付けられた時に、情報の取り扱いはどうなっていくのか、説明をお願いしたい。
- ・今、社会的に性の問題が取り沙汰されているが、こうした申請に当たって、性別を記載するのは、認識としては時代遅れではないか。行政全体の事業に関わることであるが、見直しはされるのか、図書館の認識をお伺いしたい。
- ・やさしい日本語の講座に何回か参加させていただいて、改めて、言葉の壁の大変さを教わっている。日本の言葉で、できる限りコミュニケーションが少しずつ取れるということで、取組の必要性を感じているが、一方で、外国にルーツを持つ子どもや親は、母語の本、絵本の読み聞かせ等、そのような本のニーズがあるのか、対応をされているのか、教えていただきたい。

●図書館回答

- ・まず1点目の、電子申請でのマイナンバーの利用、それから、その個人情報の保護について、今回、利用する大分県の電子申請システムは、当館の図書館の管理システムとは切り離されている。当館に送られてくる情報は、マイナンバーカードを使って、その方がその本人であるということを来館せずに住所確認とかができるということで、名前と生年月日、それから住所等、あくまで当館の利用登録に必要なものだけになる。個人情報の保護という点では、安全と考えている。
- ・それから2点目の、申請についての性の表記について、平成31年か30年頃に、男女の性別の表記を通常の利用者登録から外している。
- ・このやさしい日本語では、あくまで、日本の住民の方々に優しい日本語スキルを持っていただき、そして、外国の方とのコミュニケーションをとということで、母語という部分に関しては、特にこの事業としては取り組んでいない。ただ、県立図書館としては、外国籍の子どもたちの、母語を活用した読書活動とまではいかないが、いわゆる英語資料といったものを所蔵している。そして、来年から各学校が、学校の授業、教科書に出てくる、宮澤賢治であれば、その宮澤賢治に関連する本や、学校の教科書と関連付けた、小説、読み物、あるいは、英語の中で活用するような英語資料、そういったものを所蔵している。英語以外にも、韓国語、中国語等、多くはないが、所蔵しており、原語の絵本等も集めている。

○委員意見

- ・現在のコロナ禍において、開館の時間のガイドライン、指標があれば、教えていただきたい。
- ・郷土資料のデジタル化の中にもお金のかけ方、段階があるのか、一律的にできるものなのか、そのデジタル化において、著作権の問題はないのか、教えていただきたい。

●図書館回答

- ・コロナ禍で、どうやって通常に戻すか、ガイドラインについては、はっきりしたものは出ていないと承知している。コロナ感染が拡大している時に、このようなことを考えたほうがいいのかというのは国のほうから示されているが、全く元に戻すということが可能かということになると、なかなか難しいと考えている。フィジカルディスタンスの問題、ガイドラインという考え方が、図書館の全国的な協議会の中で示されるものがあるかもしれないが、我々のほうで、しっかり考えていかなければいけない。おそらく、各図書館で違うと思うので、そういうのを見ながら考えていかなければいけない。今、私のほうで頭を悩ませているのは、開館時間。通常20時を19時にしている。なぜかと言うと、消毒作業が必要であり、本来の20時までに戻す時に、職員の労働ということで、コストの問題ですべて跳ね上がったりのりで、個別に考えていかなければいけない。
- ・郷土資料のデジタル化について、当館で今までデジタル化した資料は、大分合同新聞をはじめとした大分県の地方紙で、昭和42年度以前のもの。それから郷土資料の中で、住宅地図、一枚物の都市地図とか電話番号簿とかいうような、いわゆる郷土系資料のもの。それからあと、視聴覚フィルム等が26本ぐらいということになる。郷土資料については169点、これまで、デジタル化している。技術的なことは、専門的な業者に委託をして、いくらかの経費を使って

進めている。

- 基本的には、著作権の保護期間が切れたものだけを今までデジタル化している。これからも、当面はそのようになるのであろうと考えている。著作権の保護期間は、通常、個人の場合、死後50年経過したら切れる、団体著作物であれば、ほぼ10年したら切れるとなっている。具体的には、1967年の12月末までに切れたものは50年経過しているから使っていけるということになるが、その後、保護期間70年に延長されたので、当面、20年間程度は著作権の保護期間が切れるというものはなくなる。既に切れたものから、今後、貴重なものを選んでデジタル化していくということになるかと考えている。

○委員意見

- 社会教育の団体に対して、あるいは、社会教育全体に対してクラウドファンディングをという話があるかと思う。補助金に頼らずということ、例えば、文科省の例としては、指宿の移動図書館をクラウドファンディングで集めたという話があった。当然、それは行政だけではなく、社会教育関係団体、サークル、市民団体に対してもそうしたものが推奨されてきている。ただ、情報が、大分県内にないなという思いが、実はしているところ。そうしたクラウドファンディングに対するニーズはそこそこあると考えられるが、そうしたものに対してどうするかで進めていけばいいのか、そうした情報について、これは、大分県全体とか市町村全体の取組状況の中での話になるかと思うが、社会教育にそういうものが求められてきている中で、この県立図書館の中で、そうした情報にどのようにアクセスするのか。調査研究や行政等への伝達、この辺りはどのようにお考えになられているのか、聞かせていただきたい。

●図書館回答

- その社会教育というところに限定してお答えをさせていただくならば、クラウドファンディングを利用して、それぞれの団体、また、その行政の一部になるべき部分にそういったものを活用して実績を作っていくといった取組というのは、承知している。ただ、なかなか、その図書館の中でのその情報をいかにして伝えるかということは、今、委員からご指摘をいただいたかと思うが、現在、そういう情報を流してはいない。先ほどご説明した学びの広場の中で、一押しと、ぜひ知っていただきたいみたいな、欄も作っているの、そういう情報についてはこちらでもアンテナを張り、高くしながら、少し整理をさせていただきたい。発信できるものがあれば、一つのツールとしてお知らせする、つなぐというところは、図書館とはまた違う行政的な部分も、あるのかもしれないので、少しお時間をいただければと思っているところ。
- 役所としてクラウドファンディングを使う、これは、別府市さんあたりとか、いろいろ、市町村単位でやられているところもあるかと思うが、何に使うかという問題があるので、かなり微妙な問題になる。役所が積極的にそういうのを使って何か事業をするのが本流になるかという、そうはならないと考えている。我々のほうでできることは、先ほど申し上げたとおり、どうやったらクラウドファンディングを立ち上げられて、効果的にアナウンスをして協力を得ることができるのかと、レファレンスのオーダーで、そういう情報を集めてご紹介をする、もしくは、こういう資料があるというようなことはできるかもしれない。頭が固いと言われるかもしれないが、行政としてクラウドファンディングをどういうふうに進めていくか。それで、社会教育のその民間団体のほうで、それをどんどんやりなさいというような進め方は、なかなか難しいと感じている。

○委員意見

- 電子書籍も、県民の読書活動の推進の中では専門書が中心となっているが、別の項目では、大分県内、高校生が、一人一台、タブレットを持つというお話もあったように、電子書籍でもっと本を読んでもらおうという取組だと思ふ。一企業に勤めるものとしては、図書館は無料で本を読めるのと、単純に思っている方も多くいると思う。そういう中で、電子書籍であろうと普通の紙の本であろうと、本を読むという行動を通じて、さらに自分で読みたい本をお金で買っていきというような経済活動も付随していると言うか、くっついていくものだと思いますし、こちら側も活性化していくほうが社会全体として、もしくは、個人一人の人生の中での文化的な芸術的な取組の豊かさとかということも、経済活動もいっしょにくっついていくと思う。その中で、今回のこの電子書籍というものを、本当に基本的で申し訳ないが、どのような範囲でどのように取り組もうというのが図書館側にあるのか、ご説明いただきたい。

- ・電子書籍で高価なもの、なかなか見れないものを図書館で見れるというのは大変いい効果だと思うが、あまり進むと、気軽に図書館で見れるので購入を控えていくという商業的なものに影響がなくなってしまうと思う。それも、今は両立している状態だとは思いますが、電子書籍はそういうリスクをはらんでいると思うので、その辺りの図書館としての取組とか、もしありましたら、お答えいただきたい。

●図書館回答

- ・電子書籍と言っても、当然、小説もあれば雑誌のようなものもあれば、また、辞典とか図鑑とかそのようなものまで、値段も高いものから安いものまでである。これまで3年間、皆さん方にもご説明してまいりました「みんなの読書」という、いわゆる来館できない方々へのサービスはどうあるべきか、検討してきた。今回、先ほどお話ししたように、専門書を中心にしたということで、ある程度、学術的な書籍だったり、あるいは、専門的、どんなものかと言われれば、図鑑とか、事典だったり、科学の専門書であったり、あるいは工学系の書籍であったりとか、専門、学術とかいうようなことになるのかと思っている。そういった電子書籍を、今回、中心にして提供しようと、そしてこれは、実証ではなくて、恒久的なサービスとして提供していきたい。では、なぜ専門書に限ったのかということころは、先ほどお話ししたように、市町村立の図書館がどんどん入れていっている。同じ県民であり市民でありと言った時に、同じものが重複することはいかかかと思っている。そして、県立図書館には県立図書館としての役割があるし、市町村立には市町村立の役割がある。県立図書館は、普段、市町村立図書館が購入できない高価な資料も所蔵して、それを市町村の図書館にも市民の方にも貸し出しをしているといった現状も見た時に、専門書の領域でも同じように、専門系のもの、高額なもの、そういったものを電子媒体であっても購入をして、提供できるようなかたちで進めていきたい。ただ、当然、そういう、非常に内容のレベルが高いというか、では、高校生が読めるかということ、そこはちょっと難しいとは思いますが、基本的には高校生でも読めるような専門書、そういったものも同時に購入することで、いわゆる県立学校の生徒、タブレットを使って自分で利用することができるようにしていきたいということ進めていこうと思っている。専門書と、あえて付けさせていただいたのはそこであって、電子書籍で言えば、マンガも電子書籍かもしれないが、市町村立図書館が提供するような一般的な資料とは少し棲み分けをしている。今、県立図書館の館内は、Wi-Fiが使えないが、来年度からは、Wi-Fi環境も少しずつ整備していき、紙の資料も電子の資料も、それぞれ使いながら課題解決、調査研究というものを県民の皆さんにしていきたいと、今、考えているところ。
- ・経済的な活動、本を売ったりとか買ったりとかすることについての影響は、図書館というよりは、出版業界からは、厳しくその辺りは言われていて、いわゆる電子書籍と言っても図書館で提供するのは、例えば、一人が1単位と言うか、1冊借りれば他の人は借りられないというかたちになっている。出版社側も非常に抵抗感が強い、神経質になっているところがあって、普及が進まない原因の一つとして、やっぱり、コンテンツがなかなかそろわない。出版業界としては、当然、まだ紙のほうを買ってもらいたい。もしくは、マンガなんかそうですけども、電子書籍は、有料で使ってもらいたいとか、そういうところがあって、それを図書館としては無料で紹介すると、貸し出すということに対しては、まだ相当にニーズの側と提供する側との意識の違いというのはある印象です。

○委員意見

- ・図書館に限らず、ネットというか、電子データでの取組が、社会全体の問題にはなっていると思う。そこを慎重に捉えて、やっていっていただきたいと思っている。

●図書館回答

- ・まさにそういうことは、出版業界、まして図書館では、いわゆる紙の本を借りるのと全く同じようなかたちで実質的には提供していく。

○委員意見

- ・図書館のサービスが社会のデジタル化に呼応して、電子書籍サービスを避けては通れなくなっていくと思う。それは、所蔵する書籍や雑誌をスマートフォンやパソコンで部分的に閲覧ができるようにするという方向性です。しかし、国が検討しているそうですが、著作権が一つ引っかかるということで、この著作権法の改正を目指しているという話も聞いている。そこがクリ

アできないと、民間とのいろんな絡みも出てくるのかなという気がする。県下の図書館で電子書籍をしているところの実態、どの程度のサービスをしているのか聞いてみたい。

●図書館回答

- ・電子書籍そのものは、その提供するベンダーと言うか、要するに出版社があって、出版社が、まず、電子化を許可するかしないかという判断をそれぞれです。さらに、そのコンテンツを提供するためのベンダー企業があり、そこが最終的に提供をしていく。基本的には、コンテンツとしては、年間で、今、私を知る範囲では、1年間で出版される書籍は、だいたい8万冊ぐらいと、よく言われている。そのうち、専門書のベンダーが抱えている、提供できるコンテンツは3万冊程度。年間8万冊ぐらい出版される中の3万冊。提供するところは、許可するところが非常に少ないし、限定されている。例えば出版社にしても、小学館だったり集英社だったりいろんなところがあるが、小説も含めて、これは出すけど、こちらは出さないとか、そういうのはある。今、県内で五つの市町村が電子書籍を提供しているが、おおむねどこも、500コンテンツから1500コンテンツぐらいの間ぐらい。どういうものを選んでいくかというところ、当然、人気のあるもの、話題になったようなものが、電子書籍で提供されれば選んでいるが、そういうものがたくさんはないという状況。どうしてもコンテンツが乏しい、もうちょっと読みたいものがあるといいのにと、そういう利用者の声が上がってきているというのが現実です。コロナで休館したことで一気に日の目を見たのだが、出版社業界の現状としては、そういうところである。

○委員意見

- ・例えば、私が今、Amazonをデータベースにした端末を持っている。安く買え、何百冊と入っている。例えば、そういう端末を図書館が利用者に使わせるようなことが可能なかどうか。図書館で登録し、端末を借りて、本の冊数の制限を設けて貸し出していくということになるのではないかと思う。
- ・閲覧と言うよりも、書籍そのものを貸し出すような、そんな時代が、来るのではないかと思う。宇佐か津久見か、そういうやり方をやっていると聞いた。半額ぐらいで、貸し出している。

●図書館回答

- ・個人だと、確かに、アマゾンプライムで動画等の閲覧ができるが、図書館にある本が、デジタル化されるということは、まず、考えられない。電子書籍は、自らのスマホなりタブレットでアクセスして見れる、あくまで、個人で見れるというのが最大のメリットなので、ここまで来れる方は、リアルな本を借りていくということになろうかと思う。そのコンテンツについては、著作権の問題もあるが、出版業界、商売をされている方がどのように考えられるかというところがいちばん大きいと思う。電子書籍がどんどん普及していくというようなかたちにはなりづらいのではないかと思う。マンガは、紙ベースというよりは、スマホで見られているが、有料と思う。多くの方が見ていただいて、安い価格で提供するというようなことは、あるかもしれないが、マンガほど見る方がいらっしゃるかどうか、いろんな問題があるのではないかと思う。
- ・電子書籍のコンテンツが増えているので、図書館で貸せるコンテンツ、それも使ってサービスを提供する。書籍を買うのも期限付きで、ある一定の期限から、もうそこでおしまいとかいうのもあるし、今度は、買取のかたちのものをやろうと考えている。

○委員意見

- ・ボタン一つで次の日に本が届く、買って届くような世界、社会になって、電子書籍を買うこともできてという中で、この図書館の貸し出し数が減らないというのは、やっぱり、地域に認められているのだろうと感じた。これを、今度、増やしていくということに関しては、「子ども読書」のほうでも言われているが、子どもの読書活動を支援していかなければいけないのかなと、思いました。コロナ禍で、「子ども読書」の活動ができなかったのはとても残念なこと。仕方ないということもあると思うが、オンデマンドでの学びの広場を、オンラインで、リアルタイムで、対面ではないが、対面のように、Zoom等を使って、20人～30人ぐらいの子どもたちに語りかけながら本の読み聞かせができたりするのかなと感じた。1、2年はコロナ禍が収まらない中で、そういったことを、この県立図書館として行っていただければ、大分県内の子どもたちが、ここまで

来なくても絵本の読み聞かせの学習ができたり、絵本の楽しさとか、逆に言うと、本の面白さだとかっていうことが知らされるのかなと思いました。幼稚園でコロナ禍のなか何ができるだろう、子どもたちに返せることは何だろうと考えたときに、映像を子どもたちに届けることしかできないのかなということでもネットを使って配信したのですが、それに関しても著作権の問題が出てきたりしますので、何かそういったところがあったらいいのかなと思っている。

●図書館回答

- ・オンラインでの読み聞かせについてですけど、これも、そのコロナの関係の時に私も館長から、何かできないかということで指示を受けたが、今、委員がおっしゃったように、著作権、公衆送信権というのがあるので、不特定多数の人に、本の内容であるとか絵であるとか文字であるとかを伝えることができないというのが、一つの大きな障害になる。出版社によっては、こういうに応じて、このタイトルであれば、読み聞かせに使っていいですよというのもあるので、そのようなものであれば活用できると思う。そういうものを使って、実際に動画を配信しているものとかがありますので、それへのリンクを当館のホームページに上げることは考えられる。

○委員意見

- ・館長が冒頭のごあいさつで言われたと思うが、絵本を読む家庭、本を読む家庭というのは、多分、読むことが子どもたちの中に浸透していくと思う。逆に言うと、貧困の家庭、なかなかそういうところ、今までそういうように育てられなかった保護者の方たちが、やっぱりそれを続けていくのかということ、そこにやっぱり課題があると思っている。その何パーセントの人たちなのかもしれないが、そこを底上げすることが、いいのかなと思っている。貧困のご家庭で育った子どもと、経済が裕福な家庭のところで育った子どもたちは、語彙数がぜんぜん違う。そういうところは、底上げしないと、貧困を繰り返していくのかなと、OECDが言っていることだが。そういうところを上げていくというのは、小学校、中学校というよりも、いちばん最初のスターティングストロングです。人生が始まる、力強くっていうことをしっかりと行っている、何か、そこに關われる県立図書館であれば、すてきだなと感じた。

●図書館回答

- ・ここで、動画を流します。久留島武彦記念館が、久留島作品の絵本を題材にしているものがあり、これをほかのところで使えないかと問い合わせたが、これも使えないとのことであった。うちの中で流すぶんにはいいですよということで、了解をいただいた。図書館の課題としては、ここに来ていただける方はいいのですが、来れない子たちにどのように対応できるか、これが重い課題と思っている。図書館は、社会教育部門も抱えていますので、学校教育それから、学校教育以外の場というのは、ちょっと知恵を絞っていかねばならないと考えている。

○委員意見

- ・やさしい日本語のモデルケースでは、外国語、自分が大学の時から外国語を勉強していたというのもあるが、最近、ニュースなんかでも、コロナで留学生の方も母国に帰れない方もいて、生活に困っているというニュースをよく見る。こういう支援があったら、多分、大分県でやってあげたらいいのかなと思う。このモデルが、別府と中津で、大分市でないのかなと思って、もし大分市とかでもあったら、私もぜひ、覗いてみたいなって思いました。

(事務局)

- ・地域住民向け学習会は、大分市でも開催する予定です。

9 会議の資料名一覧

令和2年度第2回大分県立図書館協議会説明資料

(議事)

- ア 新型コロナウイルス感染症拡大のもとでの運営について
資料1 コロナ禍での運営-新たな日常への模索-
- イ 令和元年度事業の評価について
資料2 大分県立図書館運営の状況に関する評価
- ウ 令和3年度事業計画等について
資料3 令和3年度 基本方針及び重点目標
資料4 令和3年度 事業計画

10 問い合わせ先

担当課 大分県立図書館総務企画課
電話番号 097-546-9977